消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和８年 11 月 17 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

１．ガス機器・石油機器に関する事故　１件
（うち石油給湯機１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故　９件
（うちポータブル電源（リチウムイオン）３件、
食器洗い乾燥機（ビルトイン式）２件、扇風機（充電式）１件、
収納家具（コンセント付家具）１件、リチウム電池内蔵充電器１件、
照明器具１件）

４．製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

１．～４．の詳細は別紙のとおりです。

５．留意事項
これらは消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】
消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）
担　当：松本、上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）
電　話：03(3507)9204（直通）
ＵＲＬ：https://www.caa.go.jp/

■消費生活用製品の重大製品事故一覧　　別　紙

1．ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600906	令和8年11月1日	令和8年11月12日	石油給湯機	UIB-3100TX3(F)	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岩手県	製造から30年以上経過した製品

2．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600907	令和8年10月16日	令和8年11月12日	ポータブル電源（リチウムイオン）	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月16日
A202600908	令和8年10月23日	令和8年11月12日	ポータブル電源（リチウムイオン）	火災	倉庫内で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202600909	令和8年10月18日	令和8年11月12日	ポータブル電源（リチウムイオン）	火災	倉庫内で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202600910	令和8年10月28日	令和8年11月12日	食器洗い乾燥機（ビルトイン式）	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品から発火する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202600911	令和8年11月1日	令和8年11月12日	食器洗い乾燥機（ビルトイン式）	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品から発火する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	
A202600912	令和8年10月17日	令和8年11月12日	扇風機（充電式）	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和8年11月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月6日
A202600913	令和8年10月4日	令和8年11月12日	収納家具（コンセント付家具）	重傷1名	当該製品の角に足をぶつけて、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月22日
A202600914	令和8年9月24日	令和8年11月13日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品に他社製のACアダプターを接続して充電中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和8年11月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月10日
A202600915	令和8年10月25日	令和8年11月13日	照明器具	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	製造から30年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし